

日南市木造住宅耐震診断アドバイザー派遣事業実施要綱

平成23年9月1日

日南市告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震診断等のアドバイスを行う木造住宅耐震診断アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 診断対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工され、完成している2階建て以下の木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもののうち、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む。）で、大臣等の特別な認定を得た工法によらない在来軸組工法のものをいう。
- (2) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、宮崎県知事（以下「知事」という。）が行う講習会を受講し知事が登録した者をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断アドバイザー 診断対象建築物の耐震診断等に係る相談、説明及び地域での耐震診断の普及活動を行う耐震診断士をいう。

(派遣の対象)

第3条 市長は、日南市に居住し、かつ、診断対象建築物を所有している者又は自治会等の団体若しくはイベント主催者等からの申請に基づき、アドバイザー（建築士法第23条の3の規定により知事が登録した建築士事務所に所属する建築士に限る）を派遣するものとする。

(派遣の方法)

第4条 アドバイザーの派遣の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この事業は、市長が耐震診断士に委託して行い、派遣に要する費用は、市長が負担するものとする。
- (2) 派遣できる回数は、1診断対象建築物につき2回を限度とする。
- (3) 派遣時間は、1回あたり2時間以内とし、午前9時から午後9時までとする。

(派遣の申請)

第5条 アドバイザーの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震診断アドバイザー派遣申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

第6条 市長は、アドバイザーの派遣を決定したときは、木造住宅耐震診断アドバイザー派遣決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 派遣の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、第5条による申請の内容に変更があつ

たときは、速やかに木造住宅耐震診断アドバイザー派遣変更届出書（別記様式第3号）により市長に届けなければならない。

（派遣決定の取消し）

第8条 市長は、決定者が申請した内容と異なる目的でアドバイザーの派遣を受けようとしたときは、アドバイザーの派遣の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定によるアドバイザーの派遣の決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断アドバイザー派遣取消通知書（別記様式第4号）により決定を受けた者に通知する。

（結果の報告）

第9条 決定者は、アドバイザーの派遣が終了したときは、速やかに木造住宅耐震診断アドバイザー派遣結果報告書（別記様式第5号）により派遣の結果について、市長に報告しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。